

Title	ブロック著英訳版 封建社会
Sub Title	
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.8 (1963. 8) ,p.783(99)-
JaLC DOI	10.14991/001.19630801-0099
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630801-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

代表となり、二〇万人のこれまで組織されていなかった労働者の先頭に立った」と書いているが、このような新組合のうち、最大ともいへべき全国ドック労働者組合 (National Union of Dock Labourers)、⁽¹⁾ タインサイドおよび全国労働者組合 (Tyne-side and National Labour Union)、⁽²⁾ 全国合同水夫および火夫組合 (National Amalgamated Sailors and Firemen's Union) は、この当時、パーンスやトム・マンの指導を断然拒否した自由労働派によって指導されたことを無視していること、⁽³⁾ つぎに新組合主義の衰退についてウェップ夫妻がふれているなかで、二八九二年の再来した萎縮につづいて……不熟練労働者が労働組合の戦列から後退した」といっているのだが、一八九〇年から九一年におこった水夫や波止場労働者を破壊しようとする資本家側が、ブームの頂点に立って反攻を開始した事実を考慮していないこと、⁽⁴⁾ ウェップ夫妻の指導者の政策を攻撃することに急いで、団体交渉の面での重要な発展を顧みないというのである。

以上において、労働史研究会の活動を、主としてウェップ夫妻の批判を中心に紹介してきた。しかし問題はこのようなウェップ夫妻の労働運動史論批判を、われわれはどのようにうけとるべきかということでなければならぬ。もっとも注目すべきことは、通説としては一八五一年の合同機械工同盟をもってはじまる全国的職能別組合が、実はニュー・モデルではなく、それ以前にもクラフト・ユニオンの全国的に広はん組織がみられ、それを促したものが、トランプニングにみられる共済制度であったという指摘であろう。オーエン主義やチャーティストの時代に、労働組合は実際どのような形態

で存在したのか、さらにさかのぼって、一八世紀後半から十九世紀にかけて、労働組合員を構成した近代的プロレタリアートは、どのような経路をへて発生したのか、こういう問題を提起しているように思われる。

わが国にも、たとえば社会経済史学会などでこうした賃労働の存在形態をめぐる論争や研究がおこなわれることを希望するものである。

- (1) Cooper, Thomas: Life of Thomas Cooper, 1872.
- (2) Hammond, J. L. and Barbara: The Town Labourer, the New Civilization 1760-1832, 1920, *ibid.*, The Village Labourer, 1920, The Skilled Labourer, 1920, The Age of the Chartist, 1832-1854, 1930.
- (3) Rothstein: From Chartism to Labourism, 1929.

〈追記〉この原稿をまとめるのに必要な資料 (Bulletins of Society for the Study of Labour History) は、一橋大学助教都築忠七氏から拝借した。御厚意に感謝するものである。なお、去る四月、慶応義塾において開かれた「イギリス史研究会」における同氏のこの問題にかんする報告をも拝聴しえたことを付記する。

—一九六三・六・一九—

新刊紹介

ブロック著
英訳版

『封建社会』

ブロックは中世史家として出発し、早くから封建制に関する研究を発表して来た。しかしそれらいずれにおいても観察は単に封建社会の物的基礎に限られていた。彼は実証家である。だからといって問題をそこに限っていい理由はない。進んでもっと広い視野に立つべきであった。彼自身も彼の研究が不完全であったことを認めている。封建制を彼は広く人間関係の制度として把握することで自己の不備をおぎなおうとした。原著はそれを果した。今ここに英訳が出版され、原著はかなり手近かな存在となった。

ドイツやイギリスでは封建制を単に封を媒介とする軍務契約と解した。その限り封建制で問題はかなり限定されることになった。軍事的必要というところでどうして中世初期にか

かる契約が必然化されたか、またこの契約が崩壊する過程はどうか。関心はいわばそこにあった。封建制を軍務契約と同一視する時、封建制の歴史はかなり狭いものになってしまふ。今や封建制の抱える複雑な問題が見逃がされてしまった。封建制といっても複雑な内容を総括する言葉であり、かく単純に把握できるものではない。封建制という言葉の理解には歴史的现实に密着した諸様相が織込まれなければならない。あらゆる現象を包括する一般的な言葉がなければ、歴史研究が動きのとれないものになることは明白である。だからといって過度の単純化は差控すべきではないか。

ブロックもまた封建制でこうした軍務契約を重視する。しかし彼によれば、それは全体のなかの一要素でしかなかった。とにかく封を媒介とする軍務契約が封建制のすべてではない。かかる主張は封建制というものが全人間的環境についての理解を通じてのみ把握できるとする考えから発した。社会の全存在こそが彼の関心の向うところであった。それを彼は人間形成のなかで理解しようとした。社会的諸関係はそのまま人間形成に結びつく

彼は考えたのであった。従って本書の冒頭で中世の精神構造が扱われるようになったのである。それはいわば社会関係への接近のための手段にほかならなかった。彼にとって究極の問題は実に社会についての理解にあった。そして社会関係が封建制の問題で主要な関心事となった時、いきおい民衆が問題とならなければならない。中世において民衆は隷属農民として現象する。ブロックが封建制の研究でめざしたのは実にこの把握であるが、しかしそれは彼自身によってすでに「基本性格」のなかで果されていた。従って「基本性格」と併読される時、本書の理解は一段と深まるに違いない。原著は *Societe Feodale*, 全三巻、一九四〇年に刊行を終る。英訳版は *Feudal Society*, pp. xxi+498, 1961. 邦価三、四〇〇円。

— 渡辺國廣 —